特集農水知財

中山間農業改革特区・養父市の挑戦

~農業特区実情調查報告~

弁護士知財ネット・農水法務支援チーム 兵庫県弁護士会所属 弁護士 石橋 伸子 兵庫県弁護士会所属 弁護士 柿沼 太一 兵庫県弁護士会所属 弁護士 藤原 唯人

弁護士知財ネットでは、知的財産という切り口を起点として、全国各地の農林水産事業の産業競争力の強化、高齢化する農林水産業従事者の事業承継等、さまざまな農林水産分野における問題に対して法律家がいかに寄り添うことができるかという問題意識のもと、農水法務支援チームを設置し、農林水産分野の研究を重ねています。その一環として、農業特区の現状を確認するため、同チームのメンバーが新潟市と兵庫県養父市(やぶし)に出向き調査を行いました。

新潟市については、金沢弁護士会所属の松田光代弁護士・弁理士及び東京弁護士会所属の尾崎 聡一郎弁護士が平成29年6月2日に新潟市を訪問して調査を行っております。当該調査結果につ いては本誌次稿に掲載しておりますのでそちらをご参照いただければ幸いです。

兵庫県養父市については、本記事執筆者の3名が平成28年11月30日に訪問してきました。本記事では総論としての農業特区制度の概要のご紹介、及び兵庫県養父市における調査結果のご報告をしたいと思います。

1 農業特区制度の概要について

農業特区制度とは国家戦略特区 (国家戦略特別区域) の一類型です。そして、国家戦略特区 (国家戦略特別区域) とは国が推し進める規制改革の一環であり、これまで規制の強かった分野について、規制緩和により民間事業者がプレイヤーとして参入しりやすくする仕組のことです。

根拠法としては国家戦略特別区域法があり、その第1条(目的)において、「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である」という認識のもと、「国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする」と定められています。

国家戦略特区の区域ごとに国家特別戦略区域会議が組織され、そこで、国、地方自治体、民間 事業者が協議を行い、区域計画の作成を作成します。その区域計画が、国家戦略特別区域諮問会 議(内閣府に設置)を経て、内閣総理大臣によって認定されると、当該区域独自の施策を実施す ることができるようになるというものです。

平成26年3月28日に、第1号の国家戦略特区として、6区域の指定が発表され、養父市も第1号のひとつとして同年5月1日に指定を受けました。他の5区域は都市部が主であったところ、山間部から唯一選ばれたのが養父市であったため、注目を集めました。

養父市も新潟市も平成26年に特区認定を受けていますが、それぞれの国家戦略特区の名称が